

○子育て支援事業学校給食費負担金の軽減措置について

1. 事業内容

平成28年度より浦河町では、子育て支援対策の一つとして、18歳以下の子どもが2人以上いる世帯を対象に、第2子以降の小中学生の学校給食費負担金を減免する。

2. 減免対象者

- (1) 保護者が浦河町に住所を有し、18歳以下（平成12年4月2日以降生まれ）の子を2人以上養育していること。
- (2) 第2子以降が町内小中学校に在籍していること。
- (3) 生活保護受給世帯、準要保護受給世帯、または、児童入所施設措置費等による学校給食費の支給対象者でないこと。
- (4) 平成29年度以前の学校給食費負担金の未納がないこと。

3. 軽減額

- (ア) 第2子の児童等 . . . 学校給食費負担金の2分の1
- (イ) 第3子以降の児童等 . . . 学校給食費負担金の全額

4. 予算額

平成30年度学校給食費負担金<歳入> ▲7,924,000円

5. 減免決定者（H30.8.11現在）

221世帯389名

6. 減免決定額

7,069,800円

7. その他

- ・減免が決定した場合、減免決定通知書を送付する。
- ・還付が生じる場合、返還口座の確認を行い、還付処理をする。（9月中）